

令和6年度 東京都児童相談所外部評価

八王子児童相談所(相談部門)

評価講評作成シート

	令和7年 2月 26日
評 価 者	横浜あかり法律事務所 弁護士 野口容子
評 価 者	子どもの虹情報研修センター 専門相談室長 吉澤 賢治
評価機関	株式会社 地域計画連合

<評価結果内容>

※下記の1と2を中心に、評価項目評点とその根拠の概要の報告を行います。

1. 大項目（第Ⅰ部～Ⅶ部）毎の論点の整理
2. 評価項目毎の評価ランク（第Ⅰ部～Ⅶ部毎の一覧）
3. 総括（1.の内容を評価機関により編集）
 - ・「職員レベル」「児童相談所レベル」「設置自治体レベル」での整理
 - ・現状（※良い点含む）と取り組むべき課題について整理※それぞれが何をしなければならないかを明らかにするよう総括する

評価機関：株式会社 地域計画連合

評価シート

評価項目 および 判断基準		評点
第 I 部 児童相談所の運営		
○組織体制		
評価項目 [No.1]	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
評価項目 [No.2]	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
評価項目 [No.3]	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
○職員の資質向上・業務改善		
評価項目 [No.4]	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
評価項目 [No.5]	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
○情報管理に関する事項		
評価項目 [No.6]	情報の取り扱いが適切に行われているか	B
評価項目 [No.7]	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		
評価項目 [No.8]	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A

第 I 部 児童相談所の組織 講評

【組織体制/職員の資質向上等/情報管理/児童虐待・児相業務の広報活動】

◆総評

・八王子児童相談所の管轄自治体は3市で、市内でも非常に広域のエリアを担当しており、相談対応件数、虐待対応件数、一時保護件数はいずれも都児童相談所の中で2番目に多い（児童相談センターを除く：R5実績）。

・令和5年度に相談援助課長及び課長代理5人が増員され、きめ細やかなスーパーバイズ体制が整いつつあるが、依然として児童福祉司、児童心理司は欠員状況が続いており、いずれも経験年数が2年以下の職員が半数以上を占める（R6.4現在）など、専門性の維持向上等、人材育成に大きな課題がある。また、町田児童相談所の開設を控えて、人事異動や管轄エリアの変革期にもある。

・医師や弁護士等の専門職は、月に4回程度（1回あたり基本的に2時間、ただし必要に応じて適宜相談）の配置に留まり、特に弁護士に関しては、電話やメール等で必要に応じて相談ができるとされているが、法改正を受け「配置又はこれに準ずる措置」（法12条4項）に該当するか疑問である。また、精神科医師についても療育手帳の判定取得予約まで3か月近く要することからすれば、医師の確保は不可欠である。医師や弁護士等専門職が常駐することにより、多角的視点からの助言が期待でき、強いては子どもの権利に資するものと言える。今後も職員体制の整備を進める必要がある。

・しかしながら、所長をはじめとして経営層と職員とのチームワークは良質であり、かつ職員一人ひとりが強い熱意を持って職務にあたっている。日常的な課長代理、チーフのスーパーバイズ、児童福祉司と児童心理司の関係性の良さなども職員ヒアリングから多く聞かれた。本来、職員のチームワークや高い熱意は体制不備を補完するものではないことは指摘するまでもなく、人員体制の整備は児童相談所の職務を行う上で最低限の前提となるものであり、都としての責任を果たすべきことは指摘せざるを得ない。

・若手職員が多い中、人材育成に関しては毎年海外研修に派遣したり、職場内研修も工夫して実施していることは評価できる。次年度以降は管轄エリアの変更による体制の変化が見込まれるが、経営層も含めた職員の専門性の向上、成長支援が継続されていくことを期待したい。

・また、執務環境の観点からは速やかな物理的設備等の改善が求められる。保護者及び児童との面談室、会議室、執務スペースの不足、狭小さなど改善は緊急を要するものといえる。特に執務スペースの狭小さは、労働環境から生じる職員のストレスへと直結しやすいと言える。

・個人情報等の管理について、ヒヤリハット事例を週に1度の援助方針会議前に確認し、所内連絡会でも毎月報告するなど、過去の教訓を活かした取組を続けている。ミスがあったとしても報告を躊躇させない心理的安全性が職場にある。

・一方、不在中の児童福祉司の机上に、児童記録票や保護者に渡す書類が置かれていたり、児童記録票等が保管されているキャビネットは常時鍵が開いたままもしくは、施錠後に鍵が管理されていない状況にあることについては、個人情報に係る資料の取り扱いに改善を要する。

・児童相談所の広報活動は、もともと里親の意識の高い地域であればより一層市と連携した取り組みができるとよい。

○参考 評点の補足

【国基準と比較した職員配置不足と組織体制】[No.1]

・首都圏の児童相談所では、児童福祉司、児童心理司の適正配置は喫緊の課題であるものの現実的には厳しい状況が続いている。八王子児童相談所の管轄エリアは広範囲に及び家庭訪問一つをとっても時間的制約があり、職員の負担感も増大になる。他の都児童相談所と同様の指摘になるが、職員の適正配置は都として早急に取り組むべき課題であり、市区の児童相談所設置を踏まえてより積極的な対応は必須である。

・所長以下の経営層、職員同士のチームワークや意見交換が活発な風土があることが窺え、厳しい環境であるにもかかわらず、職員一丸となって日々の業務に当たっていることが感じられる組織風土は高く評価できる。一方で、少数意見であっても経営層の増員の意義が実感できない又は更なる課題がある等の意見にも着目し、来年度の組織体制の変更においては改めて検討してほしい。

・一部の児童心理司の執務室は2階にあるものの、所長以下他のすべてのスタッフがワンフロアで職務にあたっていることが、課長代理の増員と併せて、より時機を逃さず速やかに相談できる体制になっていると思われる。結果、支援の停滞が回避できるよい効果につながっている。

・現場職員の熱意や努力に支えられている実情から鑑みれば、テレワークやフレックスなどの働き方改革を勧めたり、超過勤務や出張手当、タブレット、公用車などの業務遂行に関する環境等の整備も不可欠である。

【支援経過及び段階を踏んだ組織決定】[No.2]

・日々の対応、支援は、各ブロックの課長代理、チーフを中心に行われており、組織としての援助方針の決定はブロック会議による各職員らの助言等による精査及び検討を踏まえて援助方針会議で最終的な組織決定を行っている。課長代理の増員によりこれまでより丁寧に取り組まれている。しかし、職員の増員は結果的に経験の浅い職員となっており、OJTなど今後の課題は残る。

・膨大な検討数により、援助方針会議はブロック会議の追認とならざるを得ないとしても、提出票にある「子供・保護者の意向」について確認するようになった点は評価できる。

【職場環境としての法令順守と環境改善への取組】[No.3、No.4]

・令和6年4月現在、全職員数は170人で次年度には更に増員の予定があり、特に保護者や児童との相談のための面接室の確保に課題がある。近隣のコミュニティセンターの会議室の利用や、民間アパートの部屋の借り上げも行うなどの工夫をしているが十分とは言えない。援助方針会議も、会議室のスペースが足りないため全員が出席できない状況がある。また、執務スペースも狭く、椅子から立ち上がる際には背後の人に気を遣わなければならなかったり、通路を通る際にもぶつかることが多い状況である。空調など旧設備も散見され、健康管理等の観点からも休憩や静養できる部屋の確保も課題として上げられる。

・これも次年度以降には改善される可能性もあるが、職員増に伴い個人スペースが減少し、児童心理司の一部が2階で業務にあたることになり、ワンフロアのメリットが活かされないこととなった。執務環境の改善に向けて、先行児童相談所の取組成果等も把握したうえで、八王子児童相談所に合った本来業務の時間確保、事務の効率化に向けた改善を進めてほしい。

【専門性向上に向けた個人・組織の取組】[No.5]

・専門性を高める意欲のある職員が多い。個人として職場内研修に積極的に取り組んだり、心理の事例研修も行っている。今年度は有志を募って研修を自主的に開催するなどの志に職場としても応えることは組織の風土が影響する。そのような取り組みを認め継続することを期待したい。

【児童記録票等の保管・管理】[No.6]

・児童記録票を保管する書庫の扉に施錠する鍵がテープで貼られており、日常的な施錠や鍵の保管は適切とは言えない。施錠する扉とは別の場所での保管が適当である。

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価項目	[No.9] 子どもへの向き合い方は適切であるか	S
評価項目	[No.10] 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
評価項目	[No.11] 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
評価項目	[No.12] 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 講評

◆総評

・「子供の権利ノート」をはじめ、子どもの特性に応じて動画の作成をするなど、子どもが状況を把握し意見表明をしやすいようにツールを利用して対応をしている点は評価できる。これらの説明ツールを、内容のみならず使い方を含めて、全国に向けて発信されることを期待したい。

・子どもの意見聴取や子どもの権利の説明に関し、複数のチェック体制を整え子どもの意向確認や子どもの権利の説明を徹底する姿勢が取られており評価できる。また、子どもの意向と児童相談所の意向が一致しない場面において、児童福祉審議会の意見聴取を行うなどし、子どもの最善の利益を検討する姿勢が取られている。

・経営層と職員が子どもの意向、意見を把握して子どもの権利や最善の利益を優先する考えの下で支援を行っていることは、ブロック会議、援助方針会議で確認できた。子どもの権利擁護、子どもの最善の利益といった児童相談所の使命の最前面に子どもの意見表明が置かれるようになったことを、経験の浅い職員も理解できるような各会議の場での応答が継続することを期待したい。

・一般に、児童心理司は児童福祉司が担当する一部の子どもを担当して支援するという実情があるように聞くと、八王子児童相談所では児童福祉司と児童心理司が協働して支援にあたる体制を整えたことは高く評価できる。職員ヒアリングでも、協働して訪問する機会が増えたことによる効果を上げる声が聞かれた。0歳児に対しても児童心理司が担当することの意義や成果については、今後の他児相への取組の参考となると思われ、先行児相として発信してほしい。

・自己評価項目の「子どもの権利擁護と最善の利益の優先」は、経営層、児童福祉司、児童心理司は全体的に高いことも頷ける。引き続き、更なる支援の充実に向けて取組を進めてほしい。

○参考 評点の補足

【子どもの気持ちや意向確認】[No.9、No.10]

・八王子児童相談所では、上記のように児童心理司に期待されることが大きい。特に乳幼児には子どもの特性に配慮しながら、子ども自身が「聞いてもらえた」という実感が得られるよう意向確認等を行っている。また、一時保護児童が第三者委員に要望等をあげた場合は速やかな対応を心掛けている。新任職員が非常に多いという課題もあるので、援助方針会議のみならず、その前段のブロック会議での検討時にも、担当者、他の職員、チーフが共に子どもの意向確認とその理解に関する応答が常態化するとよい。

・一方、在宅指導中児童へのアンケートでは「児童相談所職員の説明、質問や相談、プライバシー」などの評価は他児相と比較すると低い。児童福祉施設入所中児童へのアンケートでは、施設入所の理由の説明、子どもの権利ノートの説明が高評価であることに比して、担当職員への「相談のしやすさ」「自分の気持ちを話せるか」の肯定的な意見が概ね半減している点にも留意されたい。また、在宅支援中の子ども及び保護者へのアンケートでも、「相談のしやすさ」「意見を受け止めてもらえたか」などが、施設入所中児童アンケート、或いは他児童相談所と比較すると若干低い。この点についても改めて省察が望まれる。

【子どもの権利に対する説明、支援等】[No.10]

・「子供の権利ノート」については都全体の対応になるが、今年度から説明用の動画を作成して活用していることはよい取り組みである。ただし、視覚的な補完が浸透していくと、本来必要な「当該の子ども理解等に合致した直接の説明」をする行為が疎かにならないよう注意したい。

【子どもの権利を守る、意向を尊重する取組】[No.11、12]

・児童福祉審議会の専門家の意見は対人援助者として有益な視点を得る機会になるので、積極的な活用が望まれる。今年度はオンラインで視聴する職員が増えたことは意識の高さが窺える。また、子どもの意見や意向は、将来的な自立支援を見越した組織決定と相反する場合もあるが、子どもの成長支援は長いスパンで考えなければならないことを、組織として特に経験の浅い職員に伝えていく必要があり、こうした観点からも児童福祉審議会の活用は重要である。

・接近禁止命令は、全国統計によると令和3年度までの14年間で計18件のみの実施である。都児相として初めての事例で得られた知見等をケーススタディとして、その準備から実施、また効果と課題などについて他児相と共有するとよい。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理**○通告・相談対応**

評価項目	[No.13] 相談・通告の受付体制が確保されているか	A
評価項目	[No.14] 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.15] 各種相談への対応が適切に行われている	A
評価項目	[No.16] 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A

○受理

評価項目	[No.17] 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
評価項目	[No.18] 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A

○子どもの安全確認・安全確保

評価項目	[No.19] 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
評価項目	[No.20] 一時保護の要否の判断や進行管理が適切に行えているか	A

○調査・アセスメント

評価項目	[No.21] 必要な調査が行われ、記録等が適切に作成・保管されているか	A
評価項目	[No.22] アセスメントが適切に行われているか	A

○援助方針の策定

評価項目	[No.23] 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
評価項目	[No.24] 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	B
評価項目	[No.25] 援助方針の内容は適切か	A
評価項目	[No.26] 区市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B

○在宅指導

評価項目	[No.27] 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	B
------	------------------------------------	---

○進行管理・援助方針等の見直し

評価項目	[No.28] 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
評価項目	[No.29] 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A

○管轄する児童相談所の変更

評価項目	[No.30] 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
------	-----------------------------------	---

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 講評

【通告・相談対応/ 受理/ 子どもの安全確認・安全確保/ 調査・アセスメント /援助方針の策定
/在宅指導 /進行管理・援助方針等の見直し /管轄児相の変更】

◆総評

・八王子児童相談所の地域性から、外国籍、きょうだい児に関わる事例も多く、様々な場面で苦慮する場面が少なくないが、都の手順に従って所全体のチームワークよく相談・通告に対応している。

・援助方針の決定にあたっては、都児相全体に共通するように、事前協議、ブロック会議を経て組織的決定という段階により慎重に検討、協議が行われている。相談、通告に対する初動から調査、方針決定、支援へ児童相談所全体として協議が行われている。所長席に近い場所で緊急受理会議を可能とするレイアウトも速やかな組織決定につながっている。

・担当児童福祉司とチーフ、課長代理らが日常的に協議を重ね、ケースが臨機応変かつ迅速に進行されていた点は評価できる。特にライン課長代理がケースを持たないことにより、経験年数の浅い児童福祉司の面談や訪問等に同席ができることは後進育成にとってもよりよい環境といえる。

・一方で、保護が予定されている児童については一貫して地区担当が対応にあたっており、児童相談所の介入機能と支援機能の分離等の機能(児童虐待防止法11条第7項参照)が図られていない点は、改善の必要がある。

・管轄3市はそれぞれに相談体制や各種サービス内容に相違があることから連携課題も異なると思われるが、市町村支援機能は児童相談所にしかない。この点、八王子児童相談所は積極的な働きかけが感じられる。職員異動や人員体制の変化もあること、来年度には町田児童相談所開設もあるので、時機を捉えた取組を進めてほしい。関係機関からの児童相談所へのダイレクト通告、市による早期のケース終結などについては、粘り強くかつ丁寧な説明によりよりよい支援に収斂できるよう取り組みを継続してほしい。

・虐待事例の初期対応や家族再統合などの場面を乗り越えた先の在宅支援に場面が移ると、どうしても支援の頻度や関与が薄くなる傾向はどの児童相談所でもあり得ることである。在宅支援、進行管理の自己評価は他の項目に比べてやや低い。緊急対応や一時保護、入所解除後の在宅事例は市に委ねがちだったり、担当職員のみで進行管理することなく、組織として経過を把握しながら再アセスメントにより判断していく仕組みづくりなどの検討も望まれる。

○参考 評点の補足

【相談・通告の受付体制の確保】[No.13]

・通訳アプリの利用や通訳会社との契約などにより外国籍都民への対応を進めているが、必ずしも十分で対応できていない面もあり、障がい者(児)への対応も含め都としてサービス向上を進めてほしい。

【「愛の手帳」判定事務の対応】[No.14]

・距離のある町田市へは愛の手帳の出張判定を行うなど、フットワークよく課題に取り組んでいる。

【受理会議の適切な開催、組織的な検討・判断】[No.17]

・虐待通告に関しては、原則通告を受けた日に緊急受理会議を実施しており、速やかに対応している点は評価できる。

【一時保護の要否判断、組織的な進行管理】[No.20]

・援助方針会議では、所定様式を用いて組織的に進行管理を行っているが、経過や保護者の意向変化だけでなく、できるだけ速やかな親子分離又は在宅かといった方針の協議が行われるとよい。

・一時保護件数は令和4年度実績で273件で都児相で2番目に多いことや、施設の受入不足もあって一時保護の長期化に至っていると考えられるが、行き先不足のみとも言えない側面があると考えられる。進行管理としての3週間、40日などとともに、実際に短期間で解除できない理由等を把握することも保護期間の改善に役立つと思う。

【援助方針の検討から決定に至る段階を経た組織的決定】[No.23]

・必要に応じた協議、そしてブロック会議と援助方針会議を経て方針決定を行い、段階的な組織決定が見られる。ただ、実際にはブロック会議が方針協議の場であり、援助方針会議は承認の場とも言え、職員全員が出席していても時間的制約、提出事例の多さから活発な意見が現実的に出るとは極めて少ない。新任職員の研修の機会として活用するのであれば、実効性等の再検討も必要だろう。

・援助方針会議提出票に「保護者及び児童の意向」欄を設けたことは、確認すべき点の視覚化になり、特に子どもの意見表明権の保障からも有意義である。

【在宅指導中の子どもに対する時機を捉えた支援】[No.27]

所管エリアが広範囲なため、訪問距離によって時間を要することや、地域の社会資源も限定されることから必要な時期を捉えた支援が届き難い面がある。しかし、次年度には概ね改善される見込みである。

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進

○援助方針の策定に関する調整

評価項目	[No.31] 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
評価項目	[No.32] 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A

○社会的養護時における援助

評価項目	[No.33] 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	S
評価項目	[No.34] 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
評価項目	[No.35] 保護者との交流が適切に行われている	S
評価項目	[No.36] 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	A

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価項目	[No.37] 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
評価項目	[No.38] 措置の解除後の援助について、十分に対応している	A

○児童自立生活援助等

評価項目	[No.39] 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.40] 18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.41] 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
評価項目	[No.42] 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.43] 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進 講評

【援助方針の策定に関する調整/ 社会的養護時における援助/ 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長/ 児童自立生活援助等】

◆総評

・施設への定期的な訪問や電話など、丁寧に子どもの声を拾って、最善の利益を追求しようとする姿が随所で垣間見られ、社会的養護の中で暮らす子どもたちへの支援を積極的に行っている点は高く評価できる。今年度より新たに家庭復帰担当児童福祉司を設け、家庭復帰に向けた支援対策にとどまらず、家庭復帰が困難な児童については家庭的養護に変更できないか検討をするに至っている。施設と連携が重ねられており、子どもの福祉に資すると言える。訪問調査の際には、「子供の権利ノート」の持参の確認や、権利について繰り返し説明する機会や記憶に残るような配慮を行えるとより良いと思われる。

・八王子児相の特徴として、令和5年度から家庭復帰の可能性を丁寧にアセスメントするために年に2回スクリーニングを行っている。また、ほぼすべての子どもに児童心理司も担当するようにしたほか、施設担当の児童福祉司も配置している。都の地域児相の中では児童福祉施設措置数は最も多い(令和4年度実績)こともあり、児童福祉司と児童心理司の連携及び家族再統合の取り組みは高く評価できる。

・社会的養護については、いつでも子どもの個別事情に応じて選択できる余裕がない実情にあって、子どもの成長発達や意向、将来的な家族再統合や自立支援を慎重に最善策を検討している様子が窺える。首都圏を中心に、里親、施設、自立援助ホームなどの受け皿は圧倒的に不足しており、児童心理治療施設の設置、里親・施設の拡充、民間あっせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、都としての早急な取り組みを進める必要があることは繰り返し伝えたい。

・措置先がないために一時保護の長期化とされるケースが散見される。特に高年齢児は医療的ケアも必要となるなど、複雑困難な事情を抱えている。そうした児童の居場所についても、東京都として整備することに期待する。

○参考 評点の補足

【区児童相談所の設置と施設・里親の十分な定員確保】[No.31][No.32]

・施設の空きがなく措置先の選定が行えない点や、児童心理治療施設の設置がなく、また子どもに合った施設を選択する余裕がない実情がある。
・措置先の選定を適切に行うためには、施設の定員に余裕があることが必要である。区児童相談所の設置、都児童相談所の再編を見据えると、施設が人的余裕のある区児童相談所を選択する可能性もあり、都は十分な定員を確保していく方策は必須である。

【社会的養護時の援助と施設等との連携促進】[No.33][No.34]

・家庭復帰に対する取組のほか、法的対応の役割を担う児童福祉司の配置により28条、33条関係の進行管理を行っていることは評価できる。
・施設交渉の実務は、経験豊富かつ施設との信頼関係が構築されている一部の職員に委ねられている実態が見受けられる。将来的な担当業務の交代を踏まえて組織的な各施設との関係構築を始める必要がある。

【保護者交流における手続きの適切さ】[No.35]

・子どもと保護者の交流は、子どもの権利擁護の観点から、例外を除いて積極的に行う必要がある。「子ども自身の意見(意向)」に注目する姿勢で対応することが求められるが、児童福祉司と児童心理司の協働により適切に実施されている。
・都児相として初めて接近禁止命令を発出した。前述のとおり、準備から実施、また効果と課題などについて他児相と共有するとよい。
・なお、比較的良好に行われる面会通信制限の場合、一般には、まずは保護者の同意を得る努力、得られる場合には、口頭指導又は2号指導、得られなければ法的対応という3つに分けられる。手続的な適切さを担保するために、①措置によらない指導か2号指導か法に基づくのかという根拠、②保護者の同意の確認記録、③面会通信制限が組織として決定されていること、の3点を踏まえて記録にも明記することが望まれる。こうした点を組織として理解しておくことが大切である。

【里親・施設に対する児童相談所の対応、解除、停止、変更等の手続きの適切さ】[No.36,37,38]

・施設へのアンケートでは他児童相談所と比較すると、概ね高評価と言えるが、一部では厳しい意見もみられる。人員不足も影響している可能性もあると思うが、より連携を深めた取組となるようアンケート結果を自己検証してほしい。

【自立援助ホームの活用促進】[No.39]

・自立援助ホームを利用する事例はほとんどないようだが、多くの児相の場合、利用開始後は対応を施設に任せて施設側からの働きかけに乏しいことが指摘されがちである。児童自立生活援助事業の主体は児童相談所であり、自立援助ホームは児童相談所の委託を受けて実施していることから、必要なガイダンスを含め積極的に関わることが求められる。都内の自立援助ホームは計22か所(全国自立援助ホーム協議会資料:R6.12現在)あることから、18歳以上の場合の適切な支援が望まれる。

【家庭的養育等への一層の取組】[No.41]

・里親に対する理解をはじめ登録者の多い地域性で里親委託数はある一方で、フォスタリング機関との関係構築にはまだ時間を要する状況にある。地域と連動した里親の広がりが更に展開するための広報や説明会など、市と連携した取り組みがあるとよい。

第Ⅴ部 家族とのかかわり・家族への支援

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価項目 [No.44] 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか

A

○保護者に対する指導・支援

評価項目 [No.45] 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか

A

評価項目 [No.46] 親子分離中の保護者に対し、親子関係の再構築に向けた指導・支援の方針を組織的に検討・判断しているか

S

第Ⅴ部 家族とのかかわり・家族への支援 講評

【子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取/ 保護者に対する指導・支援】

◆総評

・子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては差があるようだが、児童福祉司と児童心理司が協働して概ね適切に行われている。保護者への対応が困難な事案では、経験の浅い職員が課長代理等に同席を求めることで、職員としてのスキル向上のみならず、保護者に対してもスムーズな指導・支援が行われている。

・しかし、保護者支援の自己評価では、子どもに対する支援と比較すると総じて低い。特に在宅事例に対する適切な支援の実施には改善の余地があると自覚していると思われる。家庭毎の個性性を認識したうえで、児童福祉司指導に代表されるように、行政処分にあたっては具体的内容を子どもや保護者に対して明示、説明するとともに、児童相談所自身も行う支援を明示して約束するものであることを理解したい。保護者に対して行政処分(法27条1項2号)をかける際に、行政処分をかける意味合いについての理解を十分に深めるよう、所内研修等による改善に期待したい。

・保護者へのアドボケートの観点からも、どのようなことを目的として、どの程度の頻度・期間で、どのようなことを行い、どうなったから見直しをするのかなど、当事者の事情に応じて具体的な計画を立てることが望まれる。

・八王子児相の特徴として、令和5年度から家庭復帰の可能性を丁寧にアセスメントするために年に2回スクリーニングを行っている。また、ほぼすべての子どもに児童心理司も担当するようにしたほか、施設担当の児童福祉司も配置している。都の地域児相の中では児童福祉施設措置数は最も多い(令和4年度実績)こともあり、児童福祉司と児童心理司の連携及び家族再統合の取り組みは高く評価できる。

○参考 評点の補足

【2号指導の決定通知書の記載の具体化】[No.45]

・在宅の支援・指導の内容は組織決定によって実施されているが、2号指導の決定通知書の記載は抽象的で他に書面等が作成されていないため、支援・指導の内容が客観的・明確でない点は改善が望まれる。虐待事例だから2号指導ということではなく、なぜ2号指導を行うのかということは事例毎に異なるものである。当事者が自分に何が求められているのか、わかるような具体的な記載、個別に児童や保護者との同意事項を具体的に示した内容の確認も計画的に進められるとよい。

【親子関係の再構築及び家庭復帰以外の再構築】[No.46]

・家庭復帰に関しては年に2回スクリーニングを行っており、ほぼすべての子どもに児童心理司も担当するようにしたほか、施設担当の児童福祉司の配置と併せて高く評価できる(再掲)。また、必ずしも家庭復帰だけが再統合ではなく、親子関係の継続のための交流などの再統合の観点も意識して取り組まれることも大切な支援である。

第Ⅵ部 区市町村や関係機関との連携

○区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

評価項目	【No.47】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
------	------------------------------------	---

○区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

評価項目	【No.48】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
------	---	---

評価項目	【No.49】 区市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
------	---	---

○都道府県児童福祉審議会との連携

評価項目	【No.50】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われているか	A
------	--	---

第Ⅵ部 区市町村や関係機関との連携 講評

【区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築/ 区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援/ 都道府県児童福祉審議会との連携】

◆総評

・市及び関係機関等とは東京ルールによって概ね適切に運用されている。3市との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることもあるようだが、遠距離にある町田市への定例的な出張判定や、週に1度のミーティングなどの取り組みは評価できる。しかし、町田市児童相談所の設置移行を考えて、2市とのよりよい連携に向けた取組を検討する必要がある。

・管轄自治体ごとに、それぞれの特殊性に配慮した対応・工夫をより一層されることに期待する。市町村と意向が異なるときにはより丁寧な説明を心がけ、職員交流や、支援の並走ケースの設定、事例検討会などの積み重ねなどにより相互理解を深められることに期待する。

・児童福祉審議会については、都に対して必要な事例数に応じた運用の整備等を求めると同時に、児童相談所としても外部からの意見聴取の必要性や有効性の理解が必要であると感じる。この点、八王子児相では、所全体に広がりつつあり、事例提出者でなくてもオンラインの利便性を活かして傍聴を積極的に参加する工夫は、評価できる。児童福祉審議会は専門的見地から助言等を受けられるよい機会にもなるため、引き続き積極的な活用を継続してほしい。

○参考 評点の補足

【市との相互理解を前提とする関係改善】【No.47】

・市や関係機関との連携については、個別ケース検討会議等において、関係機関とのカンファレンスで各機関の役割分担を確認した上で対応している。一方、児童相談所の対応について、市へのアンケート結果は一部には厳しい意見や要求が見られる。また、児童相談所側の職員アンケートでも、相互の業務理解や研修乗入れなどの提案の声もある。相互理解を前提に、関係の改善を進めることが望まれる。

【要対協でのコンサルテーション機能の発揮】【No.48】

・上記も踏まえ、市の対応や体制に左右される面もあるとはいえ、児相は要保護児童対策地域協議会においてもコンサルテーション機能の発揮が期待されることから、今後の連携促進を期待したい。

【No.49】

・児相と市における相互理解のために、見学や陪席だけでなく、相互の研修への出席や共同開催などの実施なども考えられる。

【客観的な専門家の意見や助言を得るための児童福祉審議会の積極的活用に向けた体制整備】【No.50】

・児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所の援助決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである。この趣旨を踏まえ積極的に活用することが望まれる。八王子児相では積極的な活用の様子がうかがえ、この点は評価できる。

外部評価 総評

【職員】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	今年度に課長及び課長代理 6 人の増員があったが職員の法定定数に不足する厳しい人員体制が続く中、所長をはじめ経営層と職員が相談、協力を行い、工夫しながら業務にあたっている。良質なチームワークが厳しい職務を支えていることが窺える。	次年度には町田児童相談所が開設されて管轄エリアが 2 市になることを踏まえ、適切な人員体制が確保されると、より質の高い対人援助活動が期待できる組織である。在宅ワークなど働き方改革のほかタブレットの活用、公用車などの業務遂行に関する環境等の整備も不可欠である。
II	子どもが状況を把握し意見表明をしやすいツールの活用、支援方針策定時の子どもの意向の再確認、原則として入所した 0 歳児に児童心理司をつけるなど、子どもの権利擁護の意識が非常に高いことは評価できる。取組の先行児相として他児相への発信を期待する。	経営層と職員が子どもの権利擁護と最善の利益を最優先に対応にあたっていることは、各会議の場での意見、質疑などから窺えた。特に経験 2 年以下の職員が半数以上を占める現状では、「子ども自身がどう感じているか、どのような意見か」という視点をより意識して取り組まれることを望みたい。
III	八王子児童相談所の地域性から、外国籍、きょうだい児に関わる事例も多く、様々な場面で苦慮する場面が少なくないが、都の手順に従って所全体のチームワークよく相談・通告に対応している。	在宅支援、進行管理の自己評価は他の項目に比べてやや低い。緊急対応や一時保護、入所解除後の在宅事例は市に委ねがちだったり、担当職員のみで進行管理することなく、組織として経過を把握しながら再アセスメントにより判断していく仕組みづくりなどの検討も望まれる。
IV	施設への定期的な訪問や電話など、丁寧に子どもの声を拾って、最善の利益を追求しようとする姿が随所で垣間見られ、社会的養護の中で暮らす子どもたちへの支援を積極的に行っており、年に 2 回スクリーニングを行っている点は高く評価できる。	施設へのアンケートでは他児童相談所と比較すると、概ね高評価と言えるが、一部では厳しい意見もみられる。人員不足も影響している可能性もあると思うが、より連携を深めた取組となるようアンケート結果を自己検証してほしい。
V	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては複数対応の工夫などにより補完し、概ね適切に行われている。特に家庭復帰に関しては年に 2 回スクリーニングを行っており、ほぼすべての子どもに児童心理司も担当するようにしたほか、施設担当の児童福祉司の配置と併せて高く評価できる。	児童福祉司指導は、各事例毎の個別性を認識したうえで行政処分の意義を再確認したうえで、子どもや保護者に対し、具体的な方針・内容を伝えることを心がけたい。
VI	市及び関係機関等とは東京ルールによって概ね適切に運用されている。3 市との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることもあるようだが、遠距離にある町田市への定例的な出張判定や、週に 1 度のミーティングなどの取り組みは評価できる。	児童福祉審議会について八王子児相では、所全体に広がりつつあり、事例提出者でなくてもオンラインの利便性を活かして傍聴を積極的に参加する工夫を広めるとともに引き続き積極的な活用を継続してほしい。

【児童相談所】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	若手職員が多い中、人材育成に関しては毎年海外研修に派遣したり、職場内研修も工夫して実施していることは評価できる。次年度以降は管轄エリアの変更による体制の変化も見込まれるが、経営層も含めた職員の成長支援は継続していくことを期待したい。	法的及び医療にかかる専門的対応の観点から、非常勤弁護士、医師などが個別事例の相談だけでなく援助方針会議へ参加をすることにより児童相談所のアセスメントや支援の幅が広がって行くと思われる。
II	自己評価項目の「子どもの権利擁護と最善の利益の優先」は、経営層、児童福祉司、児童心理司は全体的に高いことは、児童相談所としての意識の高さによるものと言える。	0歳児に対しても児童心理司が担当することの意義や成果については、今後の他児相への取組の参考となると思われ、先行児相として発信してほしい。
III	八王子児童相談所の地域性から、外国籍、きょうだい児に関わる事例も多く、様々な場面で苦慮する場面が少なくないが、都の手順に従って所全体のチームワークよく相談・通告に対応している。（再掲） 距離のある町田市へは愛の手帳の出張判定を行うなど、フットワークよく課題に取り組んでいる。	在宅支援、進行管理の自己評価は他の項目に比べてやや低い。緊急対応や一時保護、入所解除後の在宅事例は市に委ねがちだったり、担当職員のみで進行管理することなく、組織として経過を把握しながら再アセスメントにより判断していく仕組みづくりなどの検討も望まれる。（再掲）
IV	施設への定期的な訪問や電話など、丁寧に子どもの声を拾って、最善の利益を追求しようとする姿が随所で垣間見られ、社会的養護の中で暮らす子どもたちへの支援を積極的に行っており、年に2回スクリーニングを行っている点は高く評価できる。（再掲）	施設へのアンケートでは他児童相談所と比較すると、概ね高評価と言えるが、一部では厳しい意見もみられる。人員不足も影響している可能性もあると思うが、より連携を深めた取組となるようアンケート結果を自己検証してほしい。（再掲）
V	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては複数対応の工夫などにより補完し、概ね適切に行われている。特に家庭復帰に関しては年に2回スクリーニングを行っており、ほぼすべての子どもに児童心理司も担当するようにしたほか、施設担当の児童福祉司の配置と併せて高く評価できる。（再掲）	児童福祉司指導は、各事例毎の個別性を認識したうえで行政処分の意義を再確認したうえで、子どもや保護者に対し、具体的な方針・内容を伝えることを心がけたい。（再掲）
VI	市及び関係機関等とは東京ルールによって概ね適切に運用されている。3市との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることもあるようだが、遠距離にある町田市への定例的な出張判定や、週に1度のミーティングなどの取り組みは評価できる。（再掲）	児童福祉審議会について八王子児相では、所全体に広がりがつつあり、事例提出者でなくてもオンラインの利便性を活かして傍聴を積極的に参加する工夫を広めるとともに引き続き積極的な活用を継続してほしい。（再掲）

【設置自治体】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	令和５年度に相談援助課長及び課長代理５人が増員され、きめ細やかなスーパーバイズ体制が整いつつある。ただし、児童相談所におけるＳＶを担う人材を含め、町田児相開設以後も検討を進める必要がある。	児童福祉司、児童心理司は欠員状況が続いており、いずれも経験年数が２年以下の職員が半数以上を占める（Ｒ6.４現在）。職員の適正配置と専門性の維持向上等、人材育成に大きな課題がある。
II	援助方針会議においても、子どもの意向を中心に議論が行われており評価できる。子どもの気持ちを重視した方針決定を導いていることが組織的に浸透している点は評価できる。都として、援助方針会議提出票に「保護者及び児童の意向」欄を設けたことは、確認すべき点の視覚化になり、特に子どもの意見表明権の保障からも有意義である。	０歳児に対しても児童心理司が担当することの意義や成果については、今後の他児相への取組の参考となると思われる。好取組等の各児相への発信についても集約・発信等の調整を期待する。
III	自己評価項目の「子どもの権利擁護と最善の利益の優先」は、経営層、児童福祉司、児童心理司は全体的に高いことは、児童相談所としての意識の高さによるものと言えるが、会議提出票の修正の取組も好影響を与えたと思う。	次年度の町田児相の開設による八王子児相の相談体制や市管轄市との連携などの変化について現場の声を集約し、今後の都児相再編の検討に役立てることが望まれる。
IV	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては複数対応の工夫などにより補完し、概ね適切に行われている。特に家庭復帰に関しては年に２回スクリーニングを行っており、ほぼすべての子どもに児童心理司も担当するようにしたほか、施設担当の児童福祉司の配置と併せて高く評価できる。（再掲）	児童心理治療施設の設置、里親・施設の拡充、民間あつせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、都としての早急な取り組みを進めてほしい。里親委託についても、都として里親登録が増加するよう、子どもの年齢に応じた里親登録に関する説明会を実施するなど積極的な広報等を含めて工夫が必要である。
V	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては複数対応の工夫などにより補完し、概ね適切に行われている。特に家庭復帰に関しては年に２回スクリーニングを行っており、ほぼすべての子どもに児童心理司も担当するようにしたほか、施設担当の児童福祉司の配置と併せて高く評価できる。（再掲）	児童福祉司指導は、各事例毎の個別性を認識したうえで行政処分の意義を再確認したうえで、子どもや保護者に対し、具体的な方針・内容を伝えることを心がけたい。（再掲）
VI	市及び関係機関等とは東京ルールによって概ね適切に運用されている。３市との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることもあるようだが、遠距離にある町田市への定例的な出張判定や、週に１度のミーティングなどの取り組みは評価できる。（再掲）	児童福祉審議会については、所全体に広がりつつあり、事例提出者でなくてもオンラインの利便性を活かして傍聴を積極的に参加する工夫を広めるとともに積極的な活用を継続してほしい。（再掲）